

## 岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付要綱

令和 5年 9月13日決裁

改正 令和 6年 2月 5日決裁

改正 令和 7年 4月 9日決裁

改正 令和 8年 4月 9日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格等の物価の上昇により光熱費等が高騰する中で福祉サービスの提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、予算の範囲内で交付する岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者福祉施設等 次に掲げる施設等で、市内に所在するものをいう。

ア 居宅サービス事業所（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をいう。）

イ 地域密着型サービス事業所（介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者が当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所をいう。）

ウ 居宅介護支援事業所（介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者が当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所をいう。）

エ 介護福祉施設（介護保険法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を行う施設をいう。）

オ 介護予防サービス事業所（介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所をいう。）

カ 地域密着型介護予防サービス事業所（介護保険法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所をいう。）

キ 介護予防支援事業所（介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者が当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所をいう。）

ク 第1号事業を行う事業所（介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者が当該指定に係る第1号事業を行う事業所をいう。）

ケ 養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）

- コ 軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）
  - サ 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）
  - シ サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）
- (2) 障害福祉サービス事業所等 次に掲げる施設等で、市内に所在するものをいう。
- ア 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）
  - イ 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。）
  - ウ 地域生活支援事業所（障害者総合支援法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業を行う事業所をいう。）
  - エ 指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者が当該指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所をいう。）
  - オ 相談支援事業所（障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者が当該指定に係る一般相談支援事業を行う事業所、障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が当該指定に係る特定相談支援事業を行う事業所及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が当該指定に係る障害児相談支援事業を行う事業所をいう。）
- (3) 社会福祉施設等 高齢者福祉施設等及び障害福祉サービス事業所等をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までにおける社会福祉施設等の運営とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、社会福祉施設等（次に掲げる社会福祉施設等を除く。）を運営する法人等とする。

- (1) 令和8年3月31日時点において事業を開始していない、又は事業を開始しているものの利用者がいない社会福祉施設等
- (2) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方公共団体若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が運営する社会福祉施設等（地方自治法第244条の2第3項に規

定する指定管理者が運営するものを含む。)

(3) 第7条の規定による補助金の交付の申請をする日において事業の廃止又は休止をしている社会福祉施設等

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る光熱費等とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、別表に定める額を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 次のア及びイの施設等の区分に応じ、それぞれア及びイに定める書類

ア 高齢者福祉施設等 岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金内訳書（高齢・介護）（様式第2号）

イ 障害福祉サービス事業所等 岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金内訳書（障害）（様式第3号）

(2) 誓約書（様式第4号）

(3) 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付手続の特例)

第9条 補助金の交付の手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月13日から施行し、同年4月1日以降に実施した補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月5日から施行し、令和5年10月1日以降に実施した補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行し、令和6年4月1日以降に実施した補助対象事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行し、令和7年4月1日以降に実施した補助対象事業について適用する。

別表（第6条関係）

1 高齢者福祉施設等

区分	施設等	サービス	補助金の上限額
施設系	居宅サービス事業所	特定施設入居者生活介護	1施設等につき、次の各号に掲げる施設等の定員の数に応じ、当該各号に定める額 (1) 定員19人以下 31,000円 (2) 定員20人以上 39人以下 52,000円 (3) 定員40人以上 59人以下 76,000円 (4) 定員60人以上 79人以下 89,000円 (5) 定員80人以上 99人以下 230,000円 (6) 定員100人以上 286,000円 ※ 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）は、登録定員の数を定員の数とする。
	地域密着型サービス事業所	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	介護福祉施設	指定介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護医療院サービス	
	介護予防サービス事業所	介護予防特定施設入居者生活介護	
	地域密着型介護予防サービス事業所	介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護	
	養護老人ホーム	施設サービス	
	軽費老人ホーム	施設サービス	
	有料老人ホーム	施設サービス	
	サービス付き高齢者向け住宅	施設サービス	
短期入所	居宅サービス事業所	短期入所生活介護又は短期入所療養介護	1施設等につき52,000円
	介護予防サービス事業所	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護	

通所系	居宅サービス事業所	通所介護又は通所リハビリテーション	1施設等につき38,000円
	地域密着型サービス事業所	地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護	
	介護予防サービス事業所	介護予防通所リハビリテーション	
	地域密着型介護予防サービス事業所	介護予防認知症対応型通所介護	
	第1号事業を行う事業所	通所介護相当サービス又は基準緩和型デイサービス	
訪問系	居宅サービス事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売	1施設等につき12,000円
	居宅介護支援事業所	居宅介護支援	
	介護予防サービス事業所	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与又は介護予防特定福祉用具販売	
	介護予防支援事業所	介護予防支援	
	第1号事業を行う事業所	訪問介護相当サービス	

## 2 障害福祉サービス事業所等

区分	施設	サービス	補助金の上限額
施設系	指定障害福祉サービス事業所	共同生活援助又は宿泊型自立訓練	1施設等につき、次の各号に掲げる施設等の定員の数に応じ、当該各号に定める額 (1) 定員9人以下 10,000円 (2) 定員10人以上 19人以下 19,000円
	指定障害者支援施設	施設入所支援	
	地域生活支援事業所	施設サービス（福祉ホーム）	

			<p>0円</p> <p>(3) 定員20人以上 29人以下 28,000円</p> <p>(4) 定員30人以上 ア 障害者支援施設以外の施設 88,000円 イ 障害者支援施設 148,000円</p> <p>※ 共同生活援助の定員の数については、各共同生活住居の定員の数の合計とする。</p>
短期入所	指定障害福祉サービス事業所	短期入所（空床利用型を除く。）	1施設等につき18,000円
	指定障害者支援施設	短期入所（空床利用型を除く。）	
通所系	指定障害福祉サービス事業所	療養介護、生活介護、自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援	1施設等につき17,000円
	指定障害者支援施設	療養介護、生活介護、自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は就労選択支援	
	地域生活支援事業所	障害者デイサービス（地域活動支援センター）又は日中一時支援（空床利用型及び空床利用型の短期入所併設型を除く。）	

		く。)	
	指定障害児通所支援事業所	児童発達支援又は放課後等デイサービス	
訪問系	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援又は自立生活援助	1施設等につき7,000円
	地域生活支援事業	訪問入浴サービス	
	指定障害児通所支援事業所	居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援	
	相談支援事業所	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援又は地域定着支援	

備考

- 1 同一の事業者が同一の住所地において、複数のサービスを実施している場合は、それぞれ別の施設等とみなす。
- 2 1の表において、同一の事業者が同一の住所地において、要介護者及び要支援者に対して同じ内容のサービスを実施している場合は、1施設等とみなす。
- 3 1の表において、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の指定を併せて受けている事業所については、1施設等とみなす。
- 4 1の表において、介護予防福祉用具貸与及び介護予防特定福祉用具販売の指定を併せて受けている事業所については、1施設等とみなす。
- 5 2の表において、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は移動支援については、複数のサービスを実施している場合であっても、1施設等とみなす。
- 6 2の表において、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援又は地域定着支援については、複数のサービスを実施している場合であっても、1施設等とみなす。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申請者）

郵便番号

所在地

法人等の名称

代表者職氏名

電話番号

岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付申請書

岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金の交付を受けたいので、岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

法人等の名称			
事業種別	1 介護・高齢 2 障害（いずれかに○）		
申請する補助金額			
振込先	金融機関名		銀行・農協・ 金庫・信用組合
	本支店名		本店・支店・出張所
	預金種目	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義人	カナ	
漢字			
添付書類	(1) 高齢者福祉施設等にあつては、岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金内訳書（高齢・介護）（様式第2号） (2) 障害福祉サービス事業所等にあつては、岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金内訳書（障害）（様式第3号） (3) 誓約書（様式第4号） (4) 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し		

様式第2号（第7条関係）

岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金内訳書（高齢・介護）

1 施設等別申請内訳

補助金の額の算定の対象となる施設等について記載してください。

事業所番号	施設等の名称	区分	サービスの種類	補助金の 上限額
合計				

2 区分別申請内訳

「1 施設等別申請内訳」で算出した補助金額について、それぞれ区分ごとにまとめ、サービスの合計数及び補助金の上限額の合計を記載してください。

区分	サービスの合計数	補助金の上限額の合計
施設系 (定員19人以下)		
施設系 (定員20人以上39 人以下)		
施設系 (定員40人以上59 人以下)		
施設系 (定員60人以上79 人以下)		
施設系 (定員80人以上99 人以下)		
施設系		

(定員100人以上)		
短期入所		
通所系		
訪問系		
合計		

### 3 補助対象経費

「1 施設等別申請内訳」で記載した施設等ごとに補助対象事業に係る光熱費等を記載してください。

施設等の名称	令和7年4月から令和8年3月までに生じた費用			光熱費等の合計	補助金の上限額	申請する補助金額
	電気	ガス	ガソリン・軽油・灯油			
合計						

※ 申請する補助金額は、光熱費等の合計に令和7年のエネルギー物価上昇率(0.067)を乗じて得た金額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)と補助金の上限額を比較して低い方の金額を記載してください。

様式第3号（第7条関係）

岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金内訳書（障害）

1 施設等別申請内訳

補助金の額の算定の対象となる施設等について記載してください。

事業所番号	施設等の名称	区分	サービスの種類	補助金の 上限額
合計				

2 区分別申請内訳

「1 施設等別申請内訳」で算出した補助金額について、それぞれ区分ごとにまとめ、サービスの合計数及び補助金の上限額の合計を記載してください。

区分	サービスの合計数	補助金の上限額の合計
施設系 (定員9人以下)		
施設系 (定員10人以上19 人以下)		
施設系 (定員20人以上29 人以下)		
施設系 (定員30人以上・ 障害者支援施設以 外)		
施設系 (定員30人以上・ 障害者支援施設)		

短期入所		
通所系		
訪問系		
合計		

### 3 補助対象経費

「1 施設等別申請内訳」で記載した施設等ごとに補助対象事業に係る光熱費等を記載してください。

施設等の名称	令和7年4月から令和8年3月までに生じた費用			光熱費等の合計	補助金の上限額	申請する補助金額
	電気	ガス	ガソリン・軽油・灯油			
	合計					

※ 申請する補助金額は、光熱費等の合計に令和7年のエネルギー物価上昇率（0.067）を乗じて得た金額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と補助金の上限額を比較して低い方の金額を記載してください。

様式第4号（第7条関係）

誓約書

以下の内容を確認し、はい又はいいえのいずれかにチェックしてください。

番号	はい	いいえ	誓約事項
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請書及びその添付書類の内容（以下「申請内容」という。）に虚偽はありません。
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法人等（役員等を含む。）は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請内容に疑義が生じた場合は、必要な調査を受けること及び追加資料を提出することを承諾します。

上記事項を誓約いたします。

誓約した内容と事実が相違する場合は、岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金が受けられないことになっても異議はありません。

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申請者）所在地  
法人等の名称  
代表者職氏名

様式第5号（第8条関係）

岐阜市指令 第 号  
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金（交付・不交付）決定通知書

先に申請のありました岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助金を交付します。

補助金の交付額 円

- 2 補助金を交付しません。

補助金を交付しない理由：